《参考》ユニバーサルデザイン政策大綱（関係部分抜粋）

ユニバーサルデザイン政策大綱
（抜　粋）

平成１７年7月
国 土 交 通 省

Ⅱ.　ユニバーサルデザイン政策大綱の基本的考え方

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省として、以下の考え方に沿って政策を推進していく。

Ⅲ.　具体的施策

国土交通省は、「Ⅱ.ユニバーサルデザイン政策大綱の基本的考え方」に沿って、各主体によるこれまでの取組みをさらに深化させるため、下記の具体的施策を展開していく。

３　一体的・総合的なバリアフリー施策の推進

○　旅客施設や車両、住宅等について、以下の取組みにより、より一層のバリアフリー化を促進する。
・ノンステップバスの更なる導入や、コミュニティバス、観光バスなどを含むバス全体のバリアフリー化を促進する。また、福祉車両の導入等によりタクシーのバリアフリー化等を図り、ＳＴＳ（スペシャルトランスポートサービス）の提供を促進する。

６　だれもが安全で円滑に利用できる公共交通の実現

○　コミュニティバス、乗合タクシー、福祉タクシー等、地域の実情に即した新たな形態の運送サービスの提供を促進する。

《参考》身体障害者・要介護者数の推移

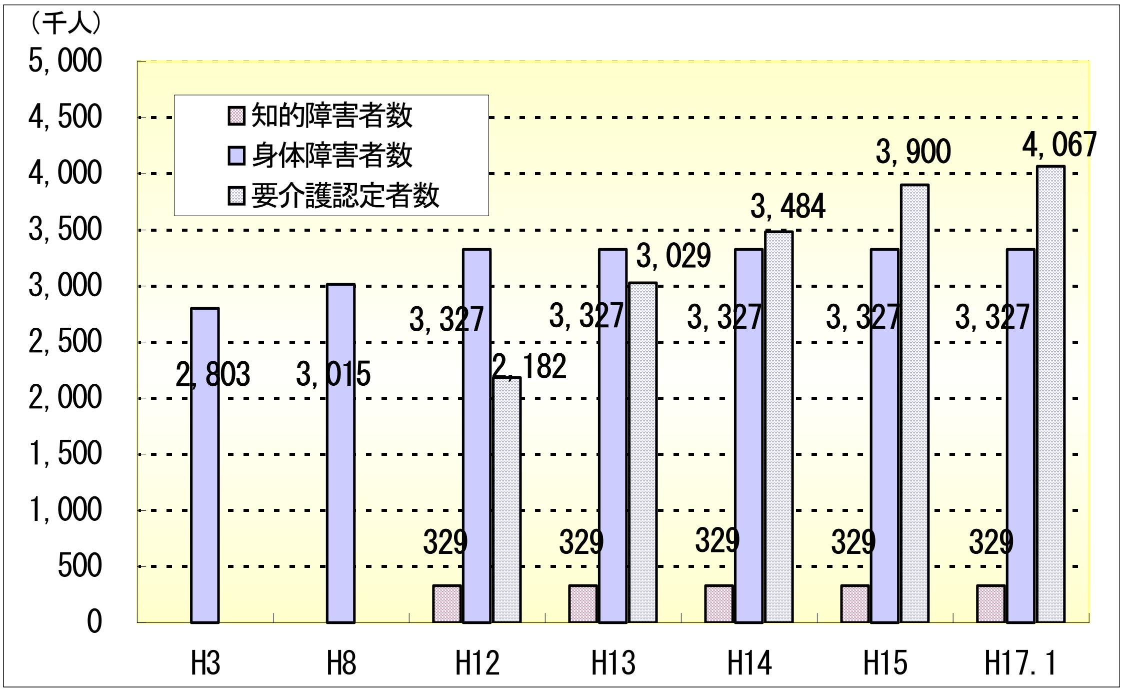

※ １　出典「身体障害児・者実態調査」厚生労働省
※ ２　身体障害者数については、５年ごとの調査であり、平成１２年度が最も新しいデータであるため、平成１２年度以降は一定とした。

《参考》高齢者人口の将来予測

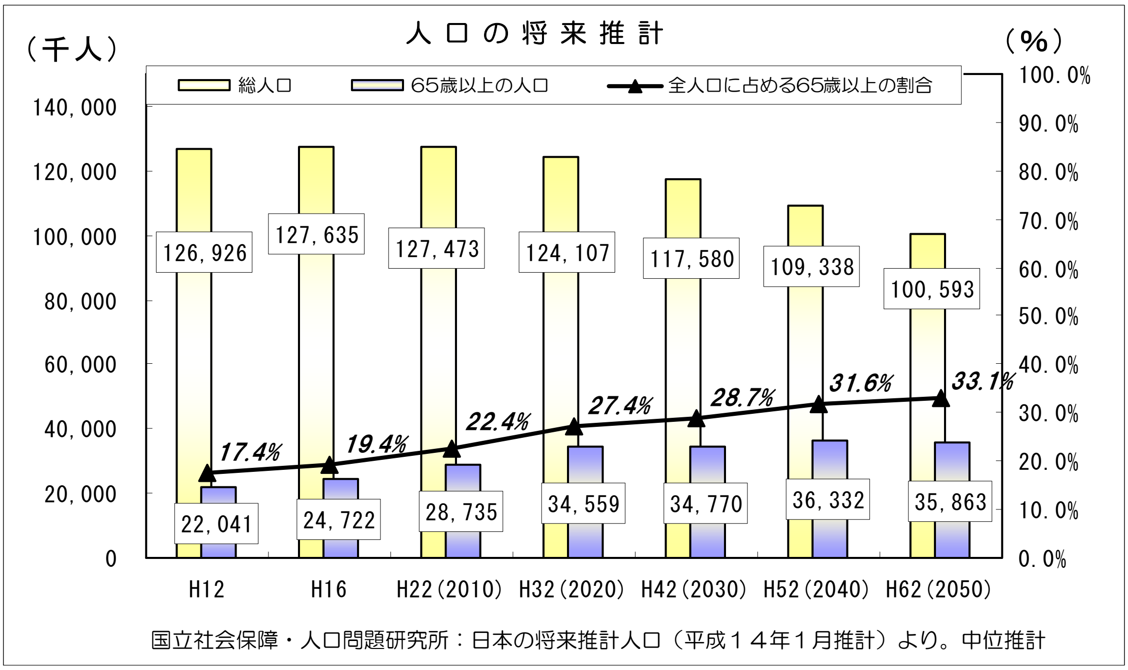

※　出典「日本の将来推計人口（中位推計）」国立社会保障・人口問題研究所

《参考》道路運送法の事業区分

【参　考：道路運送法の事業区分】

旅客自動車運送事業　　《他人の需要に応じ有償で運送する事業》（二種免許が必要）

Ⅰ　一般旅客自動車運送事業　　【法４条・許可】｛不特定多数の旅客を運送｝

① 一般乗合旅客自動車運送事業　｛路線を定めて定期に運行する自動車により運送｝

路線バス

② 一般貸切旅客自動車運送事業　｛一般乗合及び一般乗用以外の運送事業｝

貸切バス、観光バス、廃止代替バス等

③ 一般乗用旅客自動車運送事業　｛一個の契約により乗車定員１０人以下の自動車を貸切る運送｝

タクシー、ハイヤー

Ⅱ　特定旅客自動車運送事業　　【法 43 条・許可】｛特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送｝

例）工業団地等の従業員送迎輸送、養護施設等の入所者の輸送　等

自家用自動車の有償運送　　【法 80 条・許可】（二種免許は要しない）
｛緊急時又は公共の福祉の確保のため止むを得ない場合に限り許可｝

（許可類型）①乗合バス路線廃止後における自治体自らが行う住民輸送、
②障害者等の輸送のため自治体が許可を受け運行を社協等に委託する形態
③幼稚園～中学校までのスクールバス運行、
④ＮＰＯ等の行う福祉有償運送、過疎地有償運送